

日本子ども学会と「家庭の法と裁判」

安倍嘉人（日本子ども学会監事、家庭の法と裁判研究会代表）

はじめに

このたび、「家庭の法と裁判」が季刊雑誌として日本加除出版株式会社から創刊される運びとなりました。

この雑誌は、家庭の人間関係の安定と家庭で育成する子どもの健やかな成長をサポートするために、家庭裁判所の果たすべき役割とその具体的な機能の実情を紹介するほか、密接に関連するところで家庭支援を行っている行政機関、民間団体、弁護士などの活動の実情を紹介して相互の連携を深めるとともに、研究者の視点を加えて討論を行うなどしてその活動内容を一層高めることを目指して創刊されるものです。

その動機の一つは、家庭裁判所の役割に関する情報誌として長年にわたり大きな役割を果たしてきた最高裁判所発行の「家庭裁判月報」が昨年4月に終了となったのを契機に、以前裁判官として家庭裁判所に深く関わった者としてその役割の重要な部分を引き継ぎたいと考えたこと、今一つは、家庭の姿と家庭観が大きく変動し多様化している中で求められている家庭支援の活動に関する有益な情報を幅広く発信する必要があると考えたことですが、家庭支援の中心は子どもですから、この雑誌のメインテーマは子どもの健やかな成長の支援であると言っても過言ではありません。

そこでまず、家庭裁判所において、子どもにとっての危機的場面である両親の離婚の場面、親による虐待の場面、非行の場面についてどのような対応がされているのかを概観してみたいと思います。

家庭裁判所の扱う子どもの危機的場面

1) 両親の離婚の場面

① 離婚の手続

両親の離婚の問題が具体化した場合、双方が協議をして離婚することができます（民法763条）が、協議がまとまらないときは家庭裁判所に調停を申し立てることができます。この場合は、両親双方に家庭裁判所に来てもらい、裁判官と家事調停委員（通常は2人）による調停委員会で双方の主張を聞いたり事情を調べたりして協議を進めることになります。

ところが調停を行っても離婚に関する協議がまとまらない場合には、離婚をするために家庭裁判所に離婚の判決を求めて訴えを出すことができます（民法770

条）。この場合は、それぞれの主張を踏まえて離婚を認めるだけの事情（民法770条1項に記載されています。）があるかどうかについて証拠を調べて裁判官の判決によって結論を出すことになります。

② 親権者の指定

子どもは、両親が離婚する事態となっているということだけで大変な不安と動揺の中に身を置かなければなりません。子どもが未成年の場合は両親の離婚後いずれの親と生活を共にするかということが最大の問題です。

法律では、両親が婚姻している間は両親に親権があり（民法818条。これを共同親権といいます。）その両親の監護のもとで生活をする（民法820条）わけですが、両親が離婚した後は、そのいずれか一方だけが親権を取得し（民法819条）、子どもを監護することとされています（諸外国の中には離婚後も両親が共同して監護するという制度をとっているところも少なくないようです。）。

最近の実情を見てみると、家庭裁判所に離婚調停が申し立てられるケースではほとんどが親権者をめぐると対立を抱えています。

この親権者指定の協議については民法には明確な基準の定めはありませんが、「子どもの利益」を考慮して決めるということが当然のことと理解されていますし、離婚の調停、判決においても同様に扱われています。

では「子どもの利益」というためには何が必要かについては、家庭裁判所では個別の実情に応じて柔軟に考えることとされていますが、母親であるから親権者としてベターであるとか、父母の別居後に子どもを監護してきたから親権者としてベターであるとか一概にいうことはできず、過去の家庭生活の中で父と母それぞれが子どもとどのような関わりを持ってきたか、子どもはどちらの親との間により深い信頼感を持っているか、将来の生活設計からみて父と母のいずれに子どもを託するのが生活や心情の安定につながりやすいか、ということが総合的に考慮されていることができます。

家庭裁判所でこのような多様な事情を調査するについて、多くのケースでは人間行動科学を修得した家庭裁判所調査官が調査に当たっており、家庭訪問をして現在の生活状況や親子の触れ合いの状況を調べたり、他方の親の生活状況を調べたり、それぞれの親の考えや気持ちを聞いたりするほか、場合によっては家庭裁判

所に現在別居している親と子どもの交流場面を設定してその関係を観察したり、子どもの年齢などを考慮しながらその思いをたずねることもあります。

このような調査の結果を踏まえて、調停委員会としてどちらの親を親権者とするのが適当かを検討して協議を進めることとなりますし、離婚訴訟の場合は裁判官が結論を出すこととなります。

2) 親による虐待の場面

① 児童相談所による対応

児童虐待防止法には、何人も児童に対し虐待をしてはならないと明記され（3条）、虐待そのものが禁止されています。しかし、近年悲惨なニュースが後を絶たず、子どもへの虐待が大きな社会問題となっております。

虐待には、大きく分けて身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待がありますが、いずれも家庭内で行われることから、これを探知することがまずは重要なことです。

児童虐待防止法は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は児童相談所等に通告しなければならないと定めて通告を広く国民の義務としております（6条）。

このように児童相談所等が通告を受けた場合などには、家庭を訪問して児童の安全を確認したり、親に出頭を求めて調査をしたり、必要な場合は住居等に立ち入って調査をすることになりますが、その結果必要と認めるときは児童を児童相談所の一時保護所などに一時保護することもあります。

児童相談所では、児童の安全を確保した上で、児童の成育状況、学校などへの適応状況、親の監護状況等を調査し、必要に応じて児童の心理学的診断、医学的診断を行って、児童の利益を考えてその援助方針を検討することになります。

事案によって対応は様々ですが、親に改善の余地があるときは家庭訪問によって指導を続けることになり、親子を分離しなければならないと考える場合は、施設入所等の方向で進めることとなります。しかしこのような対応は、児童相談所だけで行うことが難しいことが多いことから、要保護児童対策地域協議会などによるネットワークが要保護児童の早期発見や保護を図っていく上で重要な役割を担っているようです。

② 家庭裁判所の役割

a 児童福祉法 28 条の承認

上記のような検討の結果、虐待があり、親の監護では児童の福祉を著しく害すると認められる場合には、児童を児童養護施設に入所させたり、里親等に委託することになりますが、これについて親が同意しないときは家庭裁判所の承認を得てその措置をとることがで

きます。

b 親権喪失等の審判

他方民法では、父又は母による虐待等があるなどしてその親権の行使が不適當で子どもの利益を害するときは、父又は母について、その程度に応じて親権の喪失や親権の一定期間の停止の審判を請求することができることとされており、最近の法改正で、子ども自身もその利益の確保のためこれらの審判の請求ができることとなりました（民法 834 条、834 条の 2）。

c 家庭裁判所での審理

このような申立てを受けて家庭裁判所では子の福祉の観点から迅速かつ的確に、虐待とされる事実の有無を中心とした従来及び現在の子どもの監護状況、その子どもに与えた影響、そして今後の見通しを調査しなければなりません。そのためには通常家庭裁判所調査官の調査を活用することになります。この調査では、父母の面接を行って詳細に事情を聴取するとともにその言い分も聞くこととなりますが、子どもの年齢等を考慮しながら子どもの陳述を聞くなどするほか、児童相談所等の関係機関の担当者からも虐待に関する客観的な情報を得るための調査を行っています。

家庭裁判所では、このような調査の結果や裁判官の直接の質問などを踏まえて、請求の根拠があると判断した場合はこれを認める審判をすることになります。

ただ、親子の関係については、その時点での判断だけではなく将来の親子の再統合を念頭におくことも重要であり、家庭裁判所にはそのような教育的な配慮も求められているということが出来ます。

3) 非行問題

未成年の子どもが万引きや傷害などの犯罪を犯したときや刑罰法令に触れる行為をしたときは、事件の送致を受けて家庭裁判所の少年審判に付されます。

家庭裁判所では、まず警察などから送られてきた資料や本人の供述をもとに検討し、犯罪を犯したことが認められる場合には、家庭裁判所調査官の調査によってその少年の立ち直りのためにはどうすればよいかを検討します。その際には、まずは犯した犯罪の結果についてしっかり反省ができていないかが問われるわけですが、そのような犯罪を犯すに至った原因はどこにあるのか、どうすればその原因が改善されるかが重要なポイントになります。しかも、例えば夜間悪友と遊んでいるときに傷害事件を犯したとすれば、どのようないきさつで傷害事件となったのかという事情だけではなく、なぜそのような友人関係ができたのか、少年の性格や感情にどのような問題があったのか、さらには家庭の実情はどうだったのか、親の少年への関わり方に問題はなかったのかなどについても調査をしていく

ことになります。

そして、審判の席において、裁判官が更に少年や親に質問をするなどしながら少年を立ち直らせるため方法を検討しますが、その結果をもとに、少年に対して審判の席で裁判官が訓戒をして親の指導に委ねることとするか、保護司などによる日常生活の指導のため保護観察に付するか、しっかりした矯正教育のため少年院に送致するかなどの処分が言い渡されます。

このような事件を見ていて、犯罪を犯すに至ったについて少年にだけ原因があるということは稀で、多くの場合はその家庭に何らかの問題があり、少年の立ち直りを確実にするためには、たとえ少年が少年院に入っている間に家庭の態勢を改善しておくことが重要です。特に、少年が親の言うことも聞かずに夜間遊んでいたからいけない、少年院に行ってしっかり勉強してくればいいんだ、という姿勢で臨む親が多く、親に、家庭を改善しなければ根本の解決にはならないことに気づいてもらうことは実はなかなか容易ではありません。その意味では、親が家庭の問題に気づくよう支援することも重要で、地域社会が例えば子育て支援の延長上で関わっていくなどして適切な働きかけをしていくことなども期待されているところです。

「家庭の法と裁判」の掲載内容

上に見てきたように、典型的な子どもの危機的場面について、様々な法律や制度が設けられ、その中で家庭裁判所が調査をし、判断をしているわけですが、その周辺で、手続が始まる前の段階、そしてその後の段階においても、様々な行政機関や民間団体、そして弁護士などによる子ども支援の活動が活発に行われています。

しかし、社会は、第2次世界大戦の終了後の70年間で大きく変動し、それに伴って家庭の姿や家庭に関する意識も大きく変化しています。そして、今後もこの変化は更に大きくなるものと見られますが、いかなる変化の時代にあっても、子どもの最善の利益を考慮しなければならないという要請は変わらないと思いますし、変わってはならないと思います。これは、家庭、そして子どもの幸せを願う多くの支援者の方々の気持であり、また家庭裁判所の不変の原理であると言ってもよいと思います。

このような思いを具体化する上で重要な役割を果たしたいというのがこの雑誌を創刊した基本の考えです。この点について少し具体的にお話したいと思います。

① 法律や制度に関する情報の提供

まず家庭における人間関係の安定そして子どもの健全な成長を支えるための法律や制度に関する情報を

提供したいと思います。

その関係からは、子どもの立場について宣明した児童の権利条約が国際的な基本の規範であり、2013年に開催された日本子ども学会創立10周年国際シンポジウムにおいてもこの条約が取り上げられ有益な議論がされたことは記憶に新しいところですが、この条約をめぐる情報をフォローしていきたいと思います。創刊号に、元国連児童の権利委員会委員長の李亮喜教授が昨年札幌で開催の第5回ローエイシア家族法と子どもの権利に関する国際会議において行われた基調講演の翻訳を掲載するのもそのような趣旨からです。

また、昨年子どもの奪取に関するハーグ条約が日本においても実施されましたが、このような国際的規範の動きについても注目していきたいと思います。

そして、上に述べた諸手続に関連する民法、家事事件手続法、児童福祉法、児童虐待防止法、その他の社会福祉関係法、刑法、少年法、保護観察や矯正教育に関係する法律の規定の内容や、手続を動かす行政機関、更に家庭支援をサポートするための民間機関の仕組み、そして具体的にどのような場面でどのような家庭支援が行われているかという運用の実情についてもご紹介していきたいと思います。

② 裁判に関する情報の提供

子どもにとっての上記のような危機的場面では、先にご説明したように、家庭裁判所による審判や裁判が最終的な判断となることが多いのですが、それだけに家庭裁判所がどのような事情をどのように調査し、様々な事情をどのように比較検討しながら判断をしているかを知ることが、家庭や子どもの支援をする上で重要であることは申すまでもありません。

そのような趣旨で、この雑誌には家庭支援に有益と思われる家庭裁判所や最高裁判所の判断結果とその理由を掲載して情報提供をしたいと考えております。

③ 将来に向かっての議論の場の提供

家庭の姿が変化し、子どもをめぐる環境も時々刻々と大きく変化している中で、そのような変化を踏まえて子どもの健全な成長を支援していくためには、現状についての改善の視点が必要であると思います。

まず、それぞれの機関、支援に関わる担当者との適切な役割分担と円滑な連携については、柔軟に見直し、子どもの視点に立ってどうあるべきかを常に検討していくことが必要で、そのためには、関係者及び研究者が集まって多角的な議論をすることが有益であることは申すまでもありません。

また、家庭や子どもの支援について、目ざましい進展が見られる児童精神医学その他の関係科学の視点から見て、支援の仕組みを見直す必要はないか、その実際の運用について再検討する必要はないかという角度

からの議論や研究も重要であると考えます。

この雑誌が、このような多角的で将来を展望した議論の場となることを目指していきたいものと考えております。

日本子ども学会と「家庭の法と裁判」

日本子ども学会は、自然科学、人文科学、社会科学の研究者、教育、文化、福祉の実践者が「子ども」というキーワードのもと、それぞれの成果を持ち寄って学際的な交流を行う中で、「子ども」のための新しいビジョンを発信するという目的で立ち上がり、「子ども」支援のため多様な情報発信をされているとお聞きしております。

家庭裁判所、子どもの支援を行っている関係者の皆さまも、子どもの最善の利益の実現を念頭において日々その活動を行っており、その目指すところは日本子ども学会会員の皆さまと同じであると思います。

この雑誌が、このような様々な立場の多数の関係者間の情報交換、情報共有の場となり、更にお互いが更に切磋琢磨していく場となつて、その結果子どもたちの健やかな成長が一層促進されていくことを願わずにはられません。

私どもとしては、今後、日本子ども学会会員の皆さまのご意見をお聞きしながら、より一層そのご期待に沿うことができるよう努めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご鞭撻を切にお願いする次第です。

「家庭の法と裁判 FAMILY COURT JOURNAL」 創刊準備号を先着100名様にプレゼント!



■ 2015年4月1日に創刊号が発刊されますが、それに先立ち1月に発刊された創刊準備号(B5・全34ページ)を先着100名様に無料で差し上げます。(提供:日本加除出版株式会社)

■ ご希望の方は、メールあるいはお電話で「創刊準備号希望(日本子ども学会)」と明記のうえ、日本加除出版にお申し込みください(締切:2015年6月末日)。創刊号の内容や購読に関するお問合せもこちらをご利用ください。

【日本加除出版 営業部】

メール: eigyo-kikaku@kajo.co.jp

電話: 03-3953-6422

なお、先着順にてご応募を受け付けますので、締切前であっても100名に達し次第終了させていただきます。また、当選者へのご連絡は準備号の発送をもってかえさせていただきます。予めご了承ください。

◆ 4月1日 創刊号(B5・188ページ予定)発刊!

◇ 定価 1,800円(税別)

◆ お申込み・お問合せは、右記ご連絡先まで。

※ お申込書は創刊準備号にもごさいます。

◇ 詳細は、日本加除出版 WEB をご確認ください。

<http://www.kajo.co.jp/family-court-journal/index.php>